

緊急事態宣言に伴う乗車券の取扱いについて

8月2日（月）に大阪府を含む一部地域を対象に政府より緊急事態宣言が発出され、8月20日（金）にはその対象が兵庫県へと拡大することに伴い、緊急事態宣言措置の対象地域の駅を区間に含む乗車券の払い戻しにつきましては、特例的に以下のとおりとさせていただきます。

○対象となる乗車券

通勤定期乗車券、通学定期乗車券、企画乗車券、回数乗車券、回数カード

○対象となる取扱い条件（以下の全ての条件に該当する場合に限りです）

- ・緊急事態宣言の発出による外出自粛を事由とし、お申し出があった場合
- ・券面表示区間に下表地域が含まれている場合または通過している場合
- ・該当する地域の緊急事態宣言期間の全部または一部を有効期間に含む場合

緊急事態措置期間	券面表示区間に含む地域
2021年8月2日（月）～措置終了当日	大阪府（上記乗車券の一部が対象）
2021年8月20日（金）～措置終了当日	兵庫県・大阪府など（上記乗車券の全てが対象）

○特例的な取扱いについて

通勤定期乗車券・通学定期乗車券

弊社定期券発売所へのお申し出のあった日に関わらず、上表に示す地域の緊急事態宣言期間開始前日以降の最終利用日にお申し出いただいたものとして払い戻し額を算出します。

企画乗車券

未使用に限り有効期間内にお申し出いただいたものとみなして無手数料で払い戻しします。

回数乗車券・回数カード

有効期限を過ぎたものについては、有効期間末日に有人駅窓口にお申し出いただいたものとして払い戻し額を算出します。

○特例的な取扱いの期間

上表に示す地域の緊急事態措置開始当日から緊急事態措置終了日の翌月末日まで

○その他

- ・払い戻しに際しては、弊社規則による計算とさせていただきます。
- ・所定の払戻手数料を差し引いた額の払い戻しとなりますので、あらかじめご了承ください。
- ・有効期間に8月2日（月）から8月19日（木）の全部または一部に期間を含む場合で、大阪府に通勤・通学され複数枚の定期乗車券をお持ちの方は、定期券発売所係員にお申し出ください。

- ・定期乗車券の利用をいったん中止後、再開された場合には、そのご利用になった最終日を払い戻しのお申し出日として取扱いしますので、ご注意ください。
- ・クレジットカードで購入された定期乗車券を払い戻しする際は、購入時に使用したクレジットカードを同じ名義人の方がご持参ください。

以 上